

別紙 1

平成22年 2月 3日

P.

3

市区町村：

広域連合： 沖縄県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療負担区分割合変更者一覧

No.	世帯番号 個人区分 個人番号	被保険者番号 氏 名	性別	生年月日	判定年月 世帯の負担区分異動事由	前回負担割合	要/基	今回負担割合	申告不明者 限度/特定
21	0000212458 住基 0000740861	00043653 後期 一郎	女	1945. 2. 7	平成22年 1月 1 税更	1割(低Ⅰ非) 増変		1割(一般課) 限度	無
22	0000252875 住基 0000880027	00053009 後期 二郎	女	1977. 11. 15	平成21年 8月 2 税更	1割(低Ⅱ非) 増変		3割(一定上) 限度	無
23	0000262579 住基 0000918792	00055897 後期 三郎	女	1977. 4. 10. 18	平成22年 2月 3 税更	1割(低Ⅰ非) 増変		1割(低Ⅱ非) 限度	無
24	0000275719 住基 0001013599	00061549 後期 四郎	女	1977. 8. 6. 13	平成22年 1月 3 税更	1割(低Ⅱ非) 増変		1割(低Ⅰ非) 限度	無

「限度/特定」欄に「限度」と印字されている場合

- ①.「低Ⅰ」又は「低Ⅱ」から「一般」又は「一定上」へ変更・・・減額証の回収をしてください
- ②.「低Ⅰ」から「低Ⅱ」へ変更・・・低Ⅰ減額証を回収→回収入力→低Ⅱ減額証の申請受付→低Ⅱ減額証の発行
- ③.「低Ⅱ」から「低Ⅰ」へ変更・・・低Ⅱ減額証を回収→回収入力→低Ⅰ減額証の申請受付→低Ⅰ減額証の発行

※①～③ともに回収する際に必ず限度額の差額徴収や還付について説明し、「減額証変更チラシ」(別紙5)に署名をいただってください。

別紙 2

平成22年 2月 3日 P. 1

市区町村：

広域連合： 沖縄県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療負担区分割合変更者一覧

No.	世帯番号 個人区分 個人番号	被保険者番号 氏 名	性別	生年月日	判定年月 世帯の負担区分異動事由	前回負担割合	要/基	今回負担割合	申告不明者 限度/特定
1	000000000603 住基 000000001492	01348002 広域 太郎	女	S10. 3. 10	平成22年 3月 取得	1割 (低II非)		3割 (一定上)	無
2	000000000611 住基 000000001512	01348010 広域 次郎	女	S10. 3. 30	平成22年 3月 取得	3割 (一定上)		1割 (低I非)	無

負担割合が1割⇔3割に変更になっている場合

①.1割から3割へ変更・・・基準収入申請に該当するかを確認し、申請に該当する場合は基準収入申請をさせ3割証の回収の入力をしてください。申請に該当しない又は該当するが申請にこない場合は1割証を回収し3割証を交付してください。

②.3割から1割へ変更・・・3割証を回収し回収入力後、1割証を交付してください。

※①、②ともに(基準収入申請した場合を除く)回収する際に必ず差額の2割分の徴収や還付について説明し、「負担割合変更チラシ」(別紙6)に署名をいただってください。

KAI3

※世帯番号変更：世帯構成変更
※70：70歳年齢到達

※世帯番号変更：世帯構成変更
※70：70歳年齢到達

※世帯番号変更：世帯構成変更
※70：70歳年齢到達

別紙 3

平成22年 2月 3日 P. 1

市区町村：

広域連合：沖縄県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療負担区分割合変更者一覧

No.	世帯番号 個人区分 個人番号	被保険者番号 氏 名	性別	生年月日	判定年月 世帯の負担区分異動事由	前回負担割合	要／基	今回負担割合	申告不明者 要／特定 限度
1	000000000603 住基 000000001492	01348002 広域 太郎	女	S10. 3. 10	平成22年 3月 取得				1 中
2	000000000611 住基 000000001512	01348010 広域 次郎	女	S10. 3. 30	平成22年 3月 取得	1割（低I非）			2 中 限度
「申告不明者」欄に「中」と印字されている場合 ①.世帯に所得照会書が出力されている方がいるので、その方が以前住んでいた市町村へ所得照会書を送付してください。所得照会書が返送され所得の入力を行うと正しい負担区分割合が判定されます。 ②.①と同様の処理を行う必要がありますが、所得照会の結果によっては負担区分が変更になり減額証の回収や差替えが必要になるので、特に迅速な対応をお願いします。									

KA13R011

※世帯の負担区分異動事由の凡例

取得：資格取得

広域：広域内異動

修正：資格修正

税更：世帯構成員所得更正

税登：世帯構成員所得登録

購更：世帯構成員異動

70：70歳年齢到達

年次：年次更新

※前回の負担区分が要保護と判定された場合に要／基欄に 要 を出力します

※基準収入額の適用を引き継ぐ場合に要／基欄に 基 を出力します

※前住地照会中の世帯員が存在する場合に申告不明者欄に 中 を出力します

※負担区分または割合が判定、変更となった最初の月を出力します

別紙 4

平成22年 2月 3日

P.

3

市区町村：

広域連合：沖縄県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療負担区分割合変更者一覧

No.	世帯番号 個人区分 個人番号	被保険者番号 氏 名	性別	生年月日	判定年月 世帯の負担区分異動事由	前回負担割合 要／基	今回負担割合	申告不明者 限度／特定
21	0000212458 住基 0000740861	00043653 後期 一郎	女	45. 2. 7	平成22年 1月 税更 異動	1割（低I非）	1割（低II非）	1 有
22	0000252875 住基 0000880027	00053009 後期 二郎	女	7. 11. 15	平成21年 8月 税更	1割（低I非）	1割（低II非）	2 有
「申告不明者」欄に「有」と印字されている場合 ①.世帯に未申告者がおり簡易申告書が出力されている方がいるので、住民税担当課で申告させるか又は未申告者へ簡易申告書を送付してください。申告後所得データが広域へ送付されるか又は簡易申告書の内容の入力を行うと正しい負担区分割合が判定されます。 ②.①と同様の処理を行う必要がありますが、申告又は簡易申告の結果によっては負担区分が変更になり減額証の回収や差替えが必要になるので、特に迅速な対応をお願いします。								

KA13R011

※世帯の負担区分異動事由の凡例

取得：資格取得

広域：広域内異動

修正：資格修正

税更：世帯構成所得更正

税登：世帯構成所得登録

異動：世帯構成異動

70：70歳年齢到達

年次：年次更新

※前回の負担区分が要保護と判定された場合に要／基欄に「要」を出力します

※基準収入額の適用を引き継ぐ場合に要／基欄に「基」を出力します

※前住地照会中の世帯員が存在する場合に申告不明者欄に「中」を出力します

※負担区分または割合が判定、変更となった最初の月を出力します